

(仮称) 多摩市芸術文化将来ビジョンについて

1 多摩市みんなの文化芸術条例に係る (仮称) 多摩市芸術文化将来ビジョンの範囲について

(仮称) 多摩市芸術文化将来ビジョン (以下、将来ビジョン) は、計画策定の前段階として、多摩市の 10 年後の将来像を示すものとして策定する。その後策定する計画は、将来ビジョンを実現するための具体的な施策を明記したものとする。

将来ビジョンおよび計画は、多摩市みんなの文化芸術条例 (以下、文化条例) が示す市の姿、特に第 3 条で規定している 8 つの基本理念の実現を目指すものとする。ただし、文化条例第 3 条第 5 項の「文化財の継承」の部分に関しては、文化財保護法の改正に伴い、文化財の保存・活用に関して当該市町村が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定める「文化財保存活用地域計画」の策定が求められており、今後、文化財部門が取り組んでいくものと考えられることから、今回の対象からはずすものとする。

一方、文化条例は、文化芸術について広くとらえられるよう対象範囲を明確にしていない。しかし、将来ビジョンおよび計画の策定において、施策につながるよう具体的な内容にするため、文化芸術の対象範囲を明確にする必要がある。

よって、将来ビジョンおよび計画の対象範囲は、基本的に文化芸術基本法での文化の範囲とし、地方自治体が定める計画として適切なレベルで策定するものとする。

2 多摩市の芸術文化の特徴

(1) 芸術文化の鑑賞・発表、練習の場

① 市施設

1	多摩市立複合文化施設	大・小ホールは、プロフェッショナルな公演を鑑賞できるほか、市民の芸術文化活動の晴れの舞台として使用される。また、オープンスタジオや練習室等は練習の場として使用される。
2	関戸公民館	ヴィータ・マンスリーコンサート、What's JAZZ!、たまには芝居参加公演を主催している。各諸室は練習の場として使用される。
3	永山公民館	サロンライトコンサート、子育て応援コンサート (親子で楽しむ 0 歳児からのクラシック)、こどもギター講座、市民企画講座「気軽に楽しく音楽を♪くちぶえ講座」など、対象別の様々な音楽事業を行っている。また、TAMA 映画フォーラム特別上映会など、映画上映事業を行っている。各諸室は練習の場として使用される。

4	コミュニティセンター (9館：指定管理者)	各館ごとに、指定管理者が地域の特色を生かし、赤ちゃんから高齢者まで参加できる様々な事業を行っている。館によっては、学校や児童館、保育園・幼稚園と連携しており、パルテノン多摩のアウトリーチ事業を活用している館もある。芸術事業においては、音楽・映画上映・展示を行っている所が多い。市民の文化芸術活動の練習の場としても使用される。
5	市民活動・交流センター	市民の文化芸術活動の練習の場として使用される。
6	旧多摩聖蹟記念館	2017年～2020年において、クラシックコンサートを実施していた。
7	公園	主に多摩中央公園や鶴牧東公園、一ノ宮公園（多摩川河川敷）は、芸術文化に関するイベント事業を行う場となっている。

②民間施設等における芸術文化鑑賞・発表、練習の場

1	ココリアホール	コンサートや音楽教室の発表会での利用可能。 【面積：約 200 m ² 、定員：170 名】
2	せいせきアウラホール	各種演劇・舞踏公演、クラシック・ポピュラー・邦楽等各種コンサート、サロンコンサートの開催、各種パフォーマンス・ショウの上演、大・小各種展示・展覧会、映画上映、フィルムコンサート、各種フェア、フォーラム、イベント会場、レッスン、リハーサル、各種講習会 【面積：333 m ² 、定員：330 名】
3	京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター展示スペース	一般の方が展示スペースとして無料で利用可(要申し込み)
4	多摩永山情報教育センター多目的ホール	吹奏楽や合唱などの練習場として利用可能 (定員：最大 800 名)
5	パルナソス多摩楽器展示室	使用楽器の歴史的な名器による常設展示と年に一度テーマを変える企画展示を行っている。
6	多摩美術大学美術館	年間通じて展示を行っている。
7	駅前ペデ（パルテノン多摩大通り等）	よさこい、吹奏楽パレードといった大通りを幅いっぱいに使ったダイナミックな芸術から、大道芸、路上音楽ライブ、ダンスパフォーマンスなど、アーティストを観客が囲む形で集まる。

(2)市民主体で行われる芸術文化事業

- ①TAMA CINEMA FORUM
- ②多摩演劇フェスティバル
- ③多摩市民合唱祭
- ④多摩シティ全国バレエコンクール
- ⑤PocoPocoFesta (ぽこぽこフェスタ)
- ⑥アートパラダイス
- ⑦多摩美術家協会展
- ⑧MOA美術館多摩児童作品展
- ⑨三多摩童話ファミリーコンサート

※多摩市の後援名義使用事業から選抜。各団体HPで確認できた事業のみ抜粋。

- その他 ①多摩市民文化祭（市と共催）
②多摩市障がい者美術作品展（市主催）

(3)市内イベント（フェスティバル）

- ①KAOFES
- ②せいせきみらいフェスティバル
- ③永山フェスティバル
- ④多摩クラフトフェア
- ⑤多摩ニュータウン野外コンサート
- ⑥多摩センターこどもまつり
- ⑦ハロウィン in 多摩センター
- ⑧多摩センター夏まつり
- ⑨多摩センタースプリングフェスタ
- ⑩ランタンフェスティバル

(4)多摩市文化団体連合（令和4年4月30日現在：20団体）

多摩市内諸文化団体の発展向上と相互の交流親睦を図り、広く市民文化に寄与することを目的とする。

(5)市民文化活動状況

2020年度版地域デビュー手引書（掲載団体数 350団体）	
福祉・医療系	67団体
スポーツ	75団体
文化系	111団体

街づくり・地域活性化	53団体
子育て・教育系	21団体
環境・政策系	13団体
国際的活動	4団体
中間支援・その他	6団体

※上記手引書は、市の広報などでの掲載募集に対し、希望があった団体のみ掲載するものであり、市内の全市民団体数を示しているものではない

3 多摩市の芸術文化における強み

- (1)多摩市立複合文化施設ホールを主とした身近にあるプロパフォーマンスの鑑賞機会
- (2)多摩市立複合文化施設諸室や公民館ホール、コミュニティセンターや民間施設、屋外等における市民の表現の場や鑑賞機会
- (3)市民の手で運営されるイベント「多摩市民文化祭」「TAMA CINEMA FORUM」等の参加・鑑賞機会

4 将来ビジョンの概要

(1)方向性

多摩市の特徴や強みは、芸術鑑賞ができるホールや、練習・発表の場である公共・民間施設、屋外での場が各地域にあることである。

芸術文化に触れる機会（＝鑑賞機会）をさらに増やすことにより、市民等が芸術文化に興味・関心をもち、自ら芸術文化活動を始めていくことで、芸術文化の豊かな土壌と発展の好循環が生まれることを鑑みると、裾野を広げていくことを将来ビジョンの方向性とする。

(2)将来ビジョンの構成

将来ビジョンは、「芸術文化で10年後にどのような街や市民となっていてほしいか（状態）」を定めるものとし、街と市民の姿に分け、多摩市が芸術文化で描く将来像とする。街と市民の姿はそれぞれ2または3の項目とする。

①街の姿イメージ

(例)

- ・街なかで日常的に多様な芸術文化に触れられる
- ・多摩市立複合文化施設が多くの人に活用されている

②市民の姿イメージ

(例)

- ・赤ちゃんの時から芸術文化に触れ、芸術文化を身近に感じ楽しんでいる
- ・パルテノン多摩で芸術文化の鑑賞や創造活動を行っており、楽しさや喜びを実感する場所として活用している

5 多摩市の芸術文化の振興のイメージ

①各地域にある芸術文化活動の場で鑑賞機会を増やし、鑑賞者を増やしていくと...

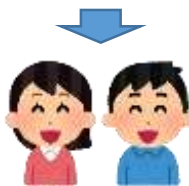


《劇・オーケストラ等の芸術文化活動の場》



《鑑賞・享受する場》

②市民の芸術文化に対する興味をもつ機会が増えるとともに、表現の担い手の活躍の場が増える！



いろんなものを見てみたい
し、自分でもやってみたいな



③子どもの時から芸術文化を見聞きし、芸術文化への理解を深め、鑑賞者・享受者として芸術文化を楽しむようになる。芸術文化に関心のある市民が増え、合唱団に入ったり、照明スタッフとして活躍したり、舞台の俳優になったり…多くの市民が芸術文化に触れ、参加し、鑑賞者・享受者として、表現活動の担い手として、芸術文化を楽しむ環境が整う。



④鑑賞したい人が鑑賞できる、参加したい人が参加できる、表現・創造したい人が表現し創造できる街へ、そして人々が平和で心豊かに過ごせる魅力ある地域社会が実現される。

参考資料

1 国の方向性

文化芸術基本法

文化芸術推進基本計画—文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる—

(1)今後の文化芸術政策の目指すべき姿（2018～2022年度）

- ・文化芸術の創造・発展・継承と教育
- ・創造的で活力ある社会
- ・心豊かで多様性のある社会
- ・地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

2 東京都の方向性

東京都文化戦略 2030

(1)東京文化戦略 2030 の方向性

- ・都内各所で実施するまちなかアートやオンラインなど新たな手法を用いて、誰もがどこでも気軽に芸術文化を楽しめる取組を強化する。
- ・新技術により都民自ら創造・発信するなど、コロナ禍で生まれた新たな楽しみ方を拡大する。
- ・国内外のアートのハブとなる芸術文化の拠点を形成し、ネットワークを構築する。
- ・コロナ禍を踏まえ、アーティストや芸術文化団体等が継続的に活動できる仕組みを構築する。

3 多摩市の方向性

多摩市みんなの文化芸術条例

(1)多摩市みんなの文化芸術条例の基本理念

- ・あらゆる市民が創造・表現し、鑑賞・享受する権利があり、お互いに理解し合える地域社会の実現
- ・表現活動の担い手の活動の自主性・創造性・多様性の尊重
- ・表現活動の担い手の活動への支援
- ・表現活動の担い手の育成
- ・伝統文化が継承され、文化芸術が創造される環境の整備
- ・鑑賞者・享受者の増加
- ・人や物のつながりを促進し、継続的に活動できる環境の整備
- ・市民文化の発展